

宮城県、大阪府及び兵庫県についてまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされたことを踏まえ、変更された基本的対処方針の着実な実施と所管団体及び独立行政法人等への周知をお願いするものです。

事務連絡
令和3年4月1日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対策に関するまん延防止等重点措置等について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、本日、新型インフルエンザ等特別措置法第31条の4第1項に基づき、4月5日から5月5日までを期間として、宮城県、大阪府及び兵庫県についてまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされるとともに、同法第32条第6項の規定に基づき、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

各府省庁におかれましては、基本的対処方針に基づき新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、所管団体及び独立行政法人等への周知を図る等の対応をお願いします。

（別紙1）新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示

（別紙2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和3年4月1日変更）